広島県告示第千五十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、令和七年九月二十六日から、救急医療機関として認定した。

令和八年十一月五日

広島県知事　横　田　美　香

一　協力の申出が撤回された救急医療機関

名称	所在地
大矢整形外科病院	広島県呉市中央四丁目四番五号

二　救急医療機関として認定された医療機関

名称	所在地	効力を有する期限	備考
大矢整形外科病院	広島県呉市中央四丁目四番三号	令和一〇年九月二五日	新規